

### 6.3 騒音・振動

騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内より発生する騒音を低減するために、各街区の道路側に高い建物を配置する、道路等から建物の壁面を後退させるなど、遮音性を高めるための建築物の配置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各街区の道路側に有効空地をもうけ、建物の壁面を後退させた（写真6.3-1 参照）。また、道路側に高い建物を配置することで騒音の伝搬を抑制した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に設置する設備機器類は、極力、低騒音型のものを採用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に低騒音型の設備機器を設置した（写真6.3-2 参照）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路騒音に配慮するため、市場関連車両に対して、規制速度の遵守、走行ルートの限定、安全走行、過積載の防止等を指導するとともに、道路状況に応じた騒音低減の対策について、必要に応じて関係機関等と調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全走行、過積載の防止等については、産地からのトラック等に対し、市場関係者（転配送センター等）が注意喚起を図っている。</li> <li>・また、場内からの騒音を低減するため、場内での車両走行について、規制速度や走行ルートを東京都中央卸売市場豊洲市場内交通規制要領に規定した。また場内に速度制限や一方通行に係る標識を設置している（写真6.3-3～4 参照）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場関連車両に対して共同配送及び栈橋を利用した船舶輸送への転換を推進し、道路交通の騒音及び振動の低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各街区を結ぶ買い回りバスの運行、6街区水産仲卸売場棟における買出人への共同配送の実施により、車両台数の削減に努めている。（p26 写真6.1-3 参照）。</li> <li>・栈橋を利用した船舶輸送を実施した（写真6.3-5 参照）。</li> </ul>



写真 6. 3-1 6 街区南側の有効空地（ブロックの色が異なる範囲）と道路側への高い建物の配置



写真 6. 3-2 屋外に配置した低騒音型の冷却塔



混雑と事故防止のため、一方通行の規制や  
ターレ走行レーンを設置している。  
外周道路  
5 街区：一方通行  
6 街区、7 街区：対面通行

写真 6.3-3 走行ルート限定



写真 6.3-4 場内スピード表示



写真 6.3-5 船舶の活用

## 6.4 地盤

地盤に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 地盤に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"><li>準備工事として設置する遮水壁については、工事の完了後も現地に残し、周辺地域の地下水を遮断する。</li><li>地下水管理においては、地下水位の常時計測を行い、地下水位をA.P. +1.8mに保てるように維持管理する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>鋼管矢板又はソイルセメントを使用した遮水壁は工事完了後も現地に残し、周辺地域の地下水を遮断している。</li><li>平成28年9月より地下水管理システムを稼働している。なお、地下水位が日常管理水位A.P. +1.8mに下がっていないことから、地下水管理システムは平成29年8月に提出した変更届で示したように、機能強化を図る工事を実施した。これにより、計画地内の地下水位は全体的に低下しており、事後調査の期間（平成30年10月11日から1年間）においては、街区全体の平均でA.P. +1.8m程度となっている。引き続き機能強化された地下水管理システムにより地下水の揚水を継続し、地下水位をA.P. +1.8mで維持管理するよう努めていく。<small>注</small></li></ul>

注) 豊洲市場の地下水位については、中央卸売市場 HP (<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/toyosu/kankyau/>) で公表。



## 6.5 水循環

水循環に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.5-1 に示すとおりである。

表 6.5-1 水循環に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策の準備工事として各街区の周縁部の道路側においては土留め壁としての機能を有する鋼管矢板、護岸側においてはソイルセメントと遮水材を組み合わせた遮水壁を設置する。準備工事として設置する遮水壁については、工事の完了後も現地に残し、周辺地域の地下水を遮断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各街区の周縁部の道路側においては土留め壁としての機能を有する鋼鉄矢板、護岸側においてはソイルセメントと遮水材を組み合わせた遮水壁を設置している。遮水壁は工事完了後も現地に残し、周辺地域の地下水を遮断している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水管理においては、地下水位の常時計測を行い、地下水の動態をモニタリングするとともに、水位上昇時には自動的に揚水ポンプを稼働させ、地下水位がA. P. + 2.0mより上昇しないように維持管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年9月より地下水管理システムを稼働している。なお、地下水位が日常管理水位A. P. +1.8mに下がっていないことから、地下水管理システムは平成29年8月に提出した変更届で示したように、機能強化を図る工事を実施した。これにより、計画地内の地下水位は全体的に低下しており、事後調査の期間（平成30年10月11日から1年間）において、街区全体の平均でA. P. +1.8m程度となっている。引き続き機能強化された地下水管理システムにより地下水の揚水を継続し、地下水位をA. P. +1.8mで維持管理するよう努めていく。 注</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上で集水した雨水を貯留し（5街区：530m<sup>3</sup>、6街区：130m<sup>3</sup>、7街区：70m<sup>3</sup>）、便所洗浄や路上洗浄、緑地への水やり等に利用するなど、雨水の有効利用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要4棟で雨水貯留槽（5街区：700m<sup>3</sup>、6街区：550m<sup>3</sup>、7街区：750m<sup>3</sup>）を設置し雨水を処理施設で濾過、消毒した上、トイレなどの雑用水、路上洗浄、緑地への水やり等に利用している。（写真6.5-1 参照）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化も含め、可能な限り緑地等を設けて蒸発等を促進し、ヒートアイランドの緩和に寄与すべく今後事業実施段階において樹種等を含めて詳細な計画を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒートアイランドの緩和に寄与すべく、在来種を中心として耐潮性、耐風性のあるクロマツ（高木）、ハマヒサガキ（低木）などの樹種を配置し、水際緑地や屋上緑化、壁面緑化、街路樹など、可能な限り緑地を設けることで、蒸発等の促進に努めた（p10 図5.2-3、写真6.5-2 参照）。</li> </ul>

注）豊洲市場の地下水位については、中央卸売市場 HP (<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/toyosu/kankyuu/>) で公表。



写真 6. 5-1 雨水の利用



写真 6. 5-2 壁面緑化と屋上緑化

## 6.6 自然との触れ合い活動の場

自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.6-1 に示すとおりである。

表 6.6-1 自然との触れ合い活動の場に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
・各街区の水際線に都民が水に親しめる空間として緑地の散策路や憩いの場などを整備する。	・各街区の水際線は、「豊洲ぐるり公園」として、都民が水に親しめる空間を整備している（写真 6.6-1～2参照）。
・幹線道路下部に、幹線道路と立体交差する護岸通路を整備することにより、緑地間の歩行者動線の連続性を確保する。	・各街区の水際線は、「豊洲ぐるり公園」として整備しており、幹線道路との交差部は立体化することで緑地間の歩行者動線の連続性を確保している（写真6.6-1～3参照）。



写真 6.6-1 豊洲ぐるり公園の整備状況

※各街区を囲む緑地帯がぐるり公園